

子育て応援定期貯金

【商品概要説明書】

(平成22年5月6日適用)

1. 商品名	子育て応援定期貯金
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども手当を受給する子どもを監護する者（子どもの父母、その他生計を同じくする者）で、かつ、子ども手当振込をJA口座にご指定いただいた方。 ※子ども手当の受取をJA口座に指定していることがわかる書類をご提示いただきます。 ※子ども手当の既受給者は、「子ども手当受取口座の預貯金通帳」（子ども手当の振込みが確認できる通帳）をご提示いただきます。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ●定型方式 1年 ただし、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）・非自動継続の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方式 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として通帳方式ですが、証書方式も可能です。 ●一括預入。 ●10万円以上300万円未満。 ●1円単位
5. 払戻方法	●満期日以後に一括して払戻いたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 (6) 満期日以降の利息	<ul style="list-style-type: none"> ●預入日の店頭表示金利（スーパー定期）に年0.20%を上乗せいたします。 ●上乗せ金利の適用は当初満期日までとし、自動継続の場合には自動継続時のスーパー定期の店頭表示金利が当該満期日まで適用されます。 ●満期日以後に一括してお支払いいたします。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ●20%（国税15%、地方税5%）の分離課税となります。 ●窓口にお問合せください。 ●解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算されます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ●総合口座に作成した場合、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日前に解約する場合は、下記の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）が適用されます。 ①預入期間が6か月未満の場合：解約日における普通貯金の利率。 ②預入期間が6か月以上1年未満の場合：預入日（または自動継続日）の店頭表示利率（スーパー定期）×50%。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	●本定期貯金のお取り扱い、子ども手当のお受け取りをJA口座に指定したことをご確認をさせていただいた支店の窓口のみとさせていただきます。